

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月16日
【会社名】	明治ホールディングス株式会社
【英訳名】	Meiji Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 川村 和夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目4番16号
【電話番号】	03(3273)4001(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部経理財務G長 島田 勇人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目4番16号
【電話番号】	03(3273)4001(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部経理財務G長 島田 勇人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 312,288,270円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	40,929株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

##### （注）1．募集の目的及び理由

当社は、2017年5月12日開催の取締役会において、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブ付与及び取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を目的として、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象とする新たな役員報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」といいます。）を導入することを付議いたしました。そして、2017年6月29日開催の第8回定時株主総会において、本株式報酬制度を導入すること、本株式報酬制度に基づき譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対して年額2億円以内で金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）により割当てを受ける当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の交付日から3年以上の、取締役会が予め定める期間とすることなどにつき、ご承認をいただいております。本募集は、このことを踏まえ、当社の2019年7月16日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

なお、本株式報酬制度の概要については、以下のとおりです。

##### < 本株式報酬制度の概要 >

本株式報酬制度は、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブ付与及び取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を目的とするものです。

本株式報酬制度においては、対象取締役は、譲渡制限付株式を付与するために当社から支給される金銭報酬債権の全部を出資財産として現物出資し、当社が新たに発行し、又は処分する本割当株式を引き受けることとなります。本株式報酬制度により当社が新たに発行し、又は処分する本割当株式の総数は、年20,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本割当株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当該取締役会にて決定されます。

また、本株式報酬制度による本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で本割当契約を締結するものとし、その内容としては、対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「譲渡制限」といいます。）、一定の事由が生じた場合には、当社が本割当株式の全部を当然に無償で取得すること、及び本割当株式の譲渡制限に関し、一定の事由を解除条件とすることなどが含まれることといたします。

なお、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対しても、本株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度（本株式報酬制度と併せて、以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

本募集は、本制度の一環として、対象取締役及び当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員（これらの者を総称して、以下「対象取締役等」といいます。）を対象に実施されるものです。

今回は、当社グループの業績、各対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案し、譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の合計額を312,288,270円（以下「本金銭報酬債権」といいます。

また、このうち、対象取締役に対する金銭報酬債権の合計額は48,389,460円です。）、本割当株式の数を40,929株（このうち、対象取締役に対する本割当株式の数は6,342株です。）といたしました。また、本制度の導入目的である当社グループの企業価値向上のためのインセンティブ付与並びに取締役及び執行役員と当社株主の皆さまとの一層の価値共有を勘案し、譲渡制限期間を3年間としております。

本募集においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等の合計55名が本金銭報酬債権の全部を出資財産として現物出資し、本割当株式の全部を引き受けることとなります。

<本割当契約の概要>

本募集に伴い、当社が対象取締役等との間において締結する予定の本割当契約の概要は、以下のとおりです。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

(1) 譲渡制限期間 2019年8月5日～2022年8月4日

上記の譲渡制限期間（以下「譲渡制限期間」という。）において、対象取締役等は、本割当株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなりません。

(2) 地位喪失時の取扱い

対象取締役等が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、その地位喪失につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

(3) 譲渡制限の解除等

当社は、対象取締役等が、譲渡制限期間中に継続して当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除いたします。

対象取締役等が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該いずれの地位をも喪失した直後の時点で、当該対象取締役等が選任された月から当該いずれの地位をも喪失した月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合には、これを切り上げます。）の本割当株式について、譲渡制限を解除いたします。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

(4) 本割当株式の管理に関する定め

対象取締役等は、大和証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、所定のとおり合理的に調整いたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式については、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用があります。振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	40,929株	312,288,270	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	40,929株	312,288,270	-

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役等に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は、対象取締役及び当社の執行役員については、当社の2019年7月分から2020年6月分に係る当社譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権、対象取締役及び当社の執行役員を除く対象取締役等については、株式会社明治（以下「明治」といいます。）の2019年7月分から2020年6月分に係る明治譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権又はMeiji Seika ファルマ株式会社（以下「Meiji Seika ファルマ」といいます。）の2019年7月分から2020年6月分に係るMeiji Seika ファルマ譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権であり、内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額（円）
当社の取締役：5名（ ）	6,342株	48,389,460
当社の執行役員：1名	535株	4,082,050
子会社取締役：13名	13,408株	102,303,040
子会社執行役員：36名	20,644株	157,513,720

社外取締役を除く。

### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
7,630	-	1株	2019年8月5日	-	2019年8月5日

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. また、本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の2019年7月分から2020年6月分に係る当社譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権及び明治の2019年7月分から2020年6月分に係る明治譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権及びMeiji Seika ファルマの2019年7月分から2020年6月分に係るMeiji Seika ファルマ譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
明治ホールディングス株式会社 本店	東京都中央区京橋二丁目4番16号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	60,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の2019年7月分から2020年6月分に係る当社譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権及び明治の2019年7月分から2020年6月分に係る明治譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権及びMeiji Seika ファルマの2019年7月分から2020年6月分に係るMeiji Seika ファルマ譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年7月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年7月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年7月16日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

明治ホールディングス株式会社 本店  
（東京都中央区京橋二丁目4番16号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。